喫煙可能室設置施設の届出の手引き

１　届出対象
　この届出は、健康増進法施行規則附則既存特定飲食提供施設（注1）が喫煙可能室（注2）を設置する場合に大阪府保健所に届け出るものです。

注1　既存特定飲食提供施設とは

* 令和2（2020）年4月1日時点で営業している飲食店
* 個人経営、又は中小規模の会社により営まれていること
中小規模の会社とは、資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社を言います。
また、ここではみなし大企業（資本金の額又は出資の総額が5000万円の会社が1社で株式の2分の1以上を占めている、又は資本金の額又は出資の総額が5000万円の会社複数社で株式の3分の2を占めている会社）は中小規模の会社に含みません。
* 客席部分の面積が100㎡以下の店舗

注2　喫煙可能室とは、既存特定飲食提供施設において店舗の一部又は全部に設置することができる喫煙可能な部屋です。喫煙可能室では、令和2（2020）年4月1日以前の喫煙状況を継続し、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することが可能です。

２　客席部分の面積と喫煙可能室の設置の考え方について

＜例＞

トイレ

厨房

レジ

客席部分　25㎡

客席部分　25㎡

喫煙可能室

（屋内全部）

* 「客席」とは、お客さんに飲食をさせるために利用させる場所です。店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除く部分を指します。（上記斜線部）
* 喫煙可能室（上記赤枠部）はたばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなければなりません。満たすべき技術的基準は設置方法により異なります。
喫煙可能室の設置にあたっては、その技術的基準について事前に保健所にご相談ください。
* 喫煙可能室には、20歳未満の者は立ち入ることができません。
* 喫煙可能室を設置する場合には、喫煙可能室の出入口と店舗の主たる出入口の見やすいところに標識の掲示が必要です。標識例は厚生労働省のホームページに掲載されているので参考にしてください。

３　大阪府受動喫煙防止条例について
　大阪府では条例により、令和4（2022）年4月1日から、従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙に努めることとしています。
　また、令和7（2025）年4月1日から、客席面積30㎡を超える店舗では喫煙可能室の設置ができなくなります。これを踏まえて、条例施行までの準備期間に受動喫煙防止対策について対応の検討と準備をお願いいたします。

ご不明な点はお問い合わせください。　大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル　📞06(6944)8224

平日　月～金　9:30から18:00まで受付　祝日・年末年始は除く

４　届出書について
　喫煙可能室を設置する場合に提出してください。

1. 管理権原者は下記の書類を作成し、管轄の保健所に提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 備考 |
| 1 | 喫煙可能室設置施設**届出書** | **正副2部**用意してください |
| 2 | **チェックリスト** | **1部**添付してください（次ページ参照） |

1. 正本とチェックリストは保健所が受領し、副本は受付印を押印の上返却されるので保管してください。
2. 店舗では「客席部分の床面積に係る資料」や「資本金の額又は出資の総額に係る資料」を保管してください。
【店舗で保管する書類】

店舗図面
（客席面積を記入）

登記の写し等
（法人の場合）

* 客席部分の床面積に係る資料として、店舗図面に寸法と客席部分の面積（㎡数）、区画が分かるように記載してください。
* 資本金の額又は出資の総額に係る資料とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいいます。
1. 郵送による届出の場合は、提出書類に加えて返信用封筒（定型封筒に84円切手を貼付したもの）を同封し、返送された副本を保管してください。※変更届出・廃止届出の場合も同様です

５　変更届出書について
　届出事項に変更が生じた場合、速やかに提出してください。
【変更の対象となる事例】

* 名称及び所在地又は車両識別文字、番号、記号その他の符号に変更があった場合。
（この場合の所在地の変更とは、行政の都合による住居表示変更や、建物名の変更等であり、移転に伴って変わる場合は含まない。）
* 飲食店の生前相続により新規許可を取得した場合（既存の店舗と継続性が認められる場合）
* 相続（死後）、合併、分割による名称変更

　その他、変更届出の対象となるかどうかについては、保健所にご相談ください。

1. 管理権原者は下記の書類を作成し、管轄の保健所に提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 備考 |
| 1 | 喫煙可能室設置施設　**変更届出書** | **正副2部**用意してください |
| 2 | **変更の事実を証する**ことができる書類 | **1部**添付してください |
| 3 | **チェックリスト** | **1部**添付してください（次ページ参照） |

1. 正本は保健所が受領し、副本は受付印を押印の上返却されるので保管してください。

６　廃止届出書について
　喫煙可能室設置施設でなくなった場合、速やかに提出してください。

【廃止の対象となる事例】

* 飲食店の廃止（移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む）
* 飲食店の屋内禁煙化（全面禁煙又は喫煙専用室等設置）
* 飲食店の改装により客席が変更された場合。変更後の客席面積が100㎡超になった場合など。（2025年4月からは30㎡超になった場合）
* 飲食店の喫煙目的施設化
1. 管理権原者は届書を正副２通作成し、管轄の保健所に提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 備考 |
| 1 | 喫煙可能室設置施設　**廃止届出書** | **正副2部**用意してください |

1. 正本は保健所が受領し、副本は受付け印を押印の上返却されますので保管してください。

【チェックリスト　記載例】

客席面積　チェックリスト

※ 届出の前に、ご自分の店舗の客席部分の面積を確認してください。

※ このチェックリストは届出書に添付してください。

客席面積を測った上で記載してください。
（手引き１ページ参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 客席部分の面積は何平方メートルですか？ | 25 ㎡　 |

□ 30㎡超から100㎡の場合
☞2025年3月までに原則屋内禁煙化に対応してください。

☑ 30㎡以下の場合
☞2025年4月以降も経過措置により喫煙を選択できます。

該当するほうに
✔してください

☞従業員を雇用する飲食店では、客席部分の面積にかかわらず
禁煙に努めましょう。

【届出書　記載例】

|  |  |
| --- | --- |
| ※　届出受理番号 | 書類作成日となります。窓口提出の場合は届出日です。 |

喫煙可能室設置施設　届出書

令和● 年　●● 月　●● 日

大　阪　府　知　事　殿

届出者　健康　太郎

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第６項の規定により下記のとおり届け出ます。

飲食店営業等の
申請者名です

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １喫煙可能室設置施設 | （ふりがな）①名称 | けんこうしょくどう |
| 健康食堂お店の名称（屋号又は商号）です |
| ②－１所在地 | 〒567－0813お店の営業所所在地です　大阪府茨木市大住町8-11（電話 072 ― 624 ― 4668） |
| ②－２車両番号等 |  |
| ③営業許可番号 | 茨保　第００００－００００号飲食店営業等の許可証に記載されています |
| ④営業許可日 | 平成２９　年　１１　 月　　１　日 |
| ２管理権原者 | （ふりがな）①氏名（法人にあっては、その名称） | けんこう　たろう |
| 健康　太郎 |
| （ふりがな）②法人にあっては、その代表者の氏名 | 　飲食店営業等の申請者氏名です |
| 　 |
| ③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） | 〒540－0008　大阪府大阪市　中央区大手前2丁目1-22（電話 06 ― 6944 ― 8173） |
| ３備考 |  連絡先　店長 健康作次郎　携帯　090-XXXX-XXXX |

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　１欄②は、②－１又は②－２のいずれかに記載すること。

３　２欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。

４　３欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

【変更届出書　記載例】

書類作成日となります。窓口提出の場合は届出日です。

|  |  |
| --- | --- |
| ※　変更届出受理番号 |  |

喫煙可能室設置施設　変更届出書

令和● 年　●● 月　●● 日

大　阪　府　知　事　殿

届出者　株式会社　健康食堂

代表取締役　健康　太郎

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第７項の規定により下記のとおり届け出ます。

飲食店営業等の
申請者名です

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １喫煙可能室設置施設 | （ふりがな）①名称 | けんこうしょくどう |
| 健康食堂お店の名称（屋号又は商号）です |
| ②－１所在地 | 〒567－0813お店の営業所所在地です　大阪府茨木市大住町8-11　　　　　　　（電話 072 ― 624 ― 4668） |
| ②－２車両番号等 |  |
| ③営業許可番号 | 茨保　第００００－００００号飲食店営業等の許可証に記載されています |
| ④営業許可日 | 平成２９　年　１１　 月　　１　日 |
| ２管理権原者 | （ふりがな）①氏名（法人にあっては、その名称） | かぶしきがいしゃ　けんこうしょくどう |
| 株式会社　健康食堂 |
| （ふりがな）②法人にあっては、その代表者の氏名 | けんこう　たろう飲食店営業等の申請者氏名です |
| 健康　太郎 |
| ③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） | 〒540－0008　大阪府大阪市　中央区大手前2丁目1-22 （電話 06 ― 6944 ― 8173） |
| ３変更内容 | ①変更前 | 　　健康太郎 |
| ②変更後 | 　　株式会社健康食堂 |
| ③変更日 | 令和●年● 月● 日 |
| ４備考 |  | 連絡先　店長 健康作次郎　携帯　090-XXXX-XXXX |

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　１欄及び２欄は、変更届出までの事項を記載すること。

３　１欄②は、②－１又は②－２のいずれかに記載すること。

４　２欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。

５　４欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

【廃止届出書　記載例】

|  |  |
| --- | --- |
| ※　廃止届出受理番号 | 書類作成日となります。窓口提出の場合は届出日です。 |

喫煙可能室設置施設　廃止届出書

令和● 年　●● 月　●● 日

大　阪　府　知　事　殿

届出者　健康　太郎

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第８項の規定により下記のとおり届け出ます。

飲食店営業等の
申請者名です

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １喫煙可能室設置施設 | （ふりがな）①名称 | けんこうしょくどう |
| 健康食堂お店の名称（屋号又は商号）です |
| ②－１所在地 | 〒567－0813お店の営業所所在地です　大阪府茨木市大住町8-11　　　　　　　（電話 072 ― 624 ― 4668） |
| ②－２車両番号等 |  |
| ③営業許可番号 | 茨保　００００－００００号 |
| ④営業許可日 | 平成２９　年　１１　 月　　１　日飲食店営業等の許可証に記載されています |
| ２管理権原者 | （ふりがな）①氏名（法人にあっては、その名称） | けんこう　たろう |
| 健康　太郎 |
| （ふりがな）②法人にあっては、その代表者の氏名 | 　飲食店営業等の申請者氏名です |
| 　 |
| ③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） | 〒540－0008　大阪府大阪市　中央区大手前2丁目1-22 （電話 06 ― 6944 ― 8173） |
| ３廃止内容 | ①廃止理由 |  店内全面禁煙にしたため |
| ②廃止日 | 令和●年● 月● 日 |
| ４備考 |  | 連絡先　店長 健康作次郎　携帯　090-XXXX-XXXX |

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　１欄及び２欄は、廃止届出までの事項を記載すること。

３　１欄②は、②－１又は②－２のいずれかに記載すること。

４　２欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。

５　４欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。